

物価高騰対策として全町民に7,000円分の商品券を配布します

問 産業課 垂井町生活者支援商品券対策チーム ☎22-7515

※町商工会発行の垂井町プレミアム商品券とは異なりますのでご注意ください※

食料品などの物価高騰が続く中、町民のみなさんの家計を支援するとともに、町内経済の活性化を図るため、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内の対象店舗で利用できる「垂井町生活者支援商品券(7,000円分)」を配布します。

対象	基準日(令和8年3月31日)において垂井町の住民基本台帳に記録されている人
給付金額	1人につき、7,000円(1,000円券×7枚綴) ※おつりは出ません
配布方法	ゆうパック(世帯ごとにまとめて発送)
配布期間	5月25日(月)～3週間程度 (家庭毎に郵送時期が異なります)
利用可能店舗	町内の店舗を幅広く公募(町HPで随時更新掲載) ※たばこやプリペイドカードなどには使用できません
使用期間	5月25日(月)～11月30日(月)

「垂井町生活者支援商品券」取扱店舗を募集します

取扱を希望する店舗は、募集期間中に手続きをお願いします。

▶募集期間/4月1日(水)～24日(金)

(4/25以降随時受付可。ただし、各家庭に配布する取扱店舗一覧表には記載されません)

▶募集方法/二次元コード(書面提出希望の場合は、産業課までお尋ねください)

▶注意点/この商品券には使用できない対象があります。
(例)金融商品、たばこ、商品券、プリペイドカード、切手、印紙、租税公課



店舗向けの説明会を開催します

▶と き/4月15日(水) 午後2時から

▶ところ/文化会館 小ホール

垂井町ビジネス拠点施設「コネクトベース垂井」 使用料が令和8年4月1日から変わります！

問 産業課 商工観光係 ☎22-7515

みなさんのご意見にお応えし、コネクトベース垂井の使用料を変更します。

「短時間だけ集中して仕事や勉強をしたい」「もっと気軽に会議室を使いたい」といったニーズに寄り添い、地域の交流活性化を目指します。

■各部屋の使用料は以下のとおりです。

スペース名	変更前	変更後
コワーキングスペース	1,650円(1人あたり日額)	150円(1人あたり1時間)
クラフトスペース	1,650円(1人あたり日額)	400円(1部屋あたり1時間)
セミナースペース	1,650円(1人あたり日額)	500円(1部屋あたり1時間)
ミーティングルーム①	1,650円(1部屋あたり1時間)	350円(1部屋あたり1時間)
ミーティングルーム②・③	550円(1部屋あたり1時間)	250円(1部屋あたり1時間)

※全て税込価格です。

▶予約・問い合わせ/詳細は、町ホームページをご覧ください。

障害のある人、80歳以上の人の外出を応援！ タクシー料金の一部を助成します



問 健康福祉課 障がい福祉係 ☎22-7520
高齡福祉係 ☎22-7504

歩行が困難な障がいのある人、知的障がいの人、または80歳以上の人が、通院、買い物など、日常生活の移動手段としてタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。

令和7年度の乗車券をお持ちの人は、乗車券の表紙の裏面が今年度の申請書になっていますので、下表の申請方法をご確認のうえ、窓口にお持ちください。

	障害者タクシー利用乗車券	高齡者タクシー利用乗車券
対象	垂井町に住所を有し、次のいずれかに該当する人 ・下肢障害の程度が1級または2級の人 ・体幹の機能障害の程度が1級または2級の人 ・視覚障害の程度が1級または2級の人 ・療育手帳の障害の程度がA、A1またはA2の人	次のすべてに該当する人 ・垂井町に住所を有し、在宅で生活している人 ・申請日の年度末日において、満80歳以上の人 ・障害者タクシー利用乗車券の交付を受けていない人 ・町県民税や介護保険料などの滞納がない人 ※施設に入所、医療機関に入院している人は対象外です。
助成内容	1回の乗車につき1枚560円分 24枚(年)	
申請方法	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちのうえ、障がい福祉係で申請してください。	利用者本人の確認ができるもの(マイナンバーカード、後期高齡者医療保険者証など)をお持ちのうえ、高齡福祉係で申請してください。
	【代理申請の場合】・申請者の本人確認ができるものをお持ちください。 ・申請書の委任欄に、利用者本人の署名が必要です。	

▶利用可能なタクシー会社／

岐阜近鉄タクシー	☎91-6220	大垣介護タクシー	☎090-3380-8092
スイトタクシー	☎78-3155	介護タクシーさくら	☎090-8550-5511
大垣タクシー	☎78-5178	FR介護タクシー	☎47-8569
中部交通株式会社	☎81-6303		

ごみ収集のお知らせ

問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510



とき	内容
5月4日(月・祝)	すべてのごみ収集なし
5月5日(火・祝)	
5月6日(水・休)	

※いずれも振替収集は行いません。

プラスチック製容器包装の 分別収集が始まります

問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510

4月収集日

地区	収集日
ビレッジハウス垂井、東駒引 垂井(南宮参道以東)、駒引 不破中前、ユニチカ前、 ユニチカ西、太平洋工業寮 ユニチカパナタウン、平尾	4月14日(火) 4月28日(火)
府中、岩手	
垂井(南宮参道以西) 神田(東海道線以南) 宮代、栗原	4月13日(月) 4月27日(月)
表佐、綾戸	

第2・4月曜日または火曜日がプラスチック製容器包装の収集日です。

プラスチック製容器包装の収集日は、従来のスチール缶収集は行いません。

詳細は、町ホームページをご覧ください。



▲詳細はこちら

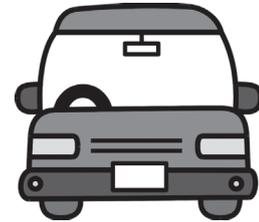
令和8年度から軽自動車税の納期が変更になります！

問 税務課 住民税係 ☎22-7500

賦課期日(4月1日)時点での軽自動車の取得・廃車などの状況を確認する期間を確保し、より適正な課税を行うとともに、納税通知書の到達から納期限までの期間を十分に確保することで納税者の利便性向上を図るため、納期限を変更します。

▶納期限および納税通知書の発送時期／

	変更前	変更後
納期限	4月30日	5月31日
納税通知書の発送時期	4月中旬	5月上旬



※納期限が、土・日曜日、祝日の場合は、その翌営業日が納期限になります。

※5月中旬を過ぎても納税通知書が届かない場合は、税務課までご連絡ください。

▶賦課期日／軽自動車税の賦課期日は、これまでどおり4月1日です。

毎年4月1日現在で登録されている軽自動車の納税義務者に対して、軽自動車税が課税されます。

▶令和7年度の納税証明書(継続検査用)について／

令和7年度の納税証明書の有効期限は、令和8年4月29日と記載されていますが、5月中に車検を受けられる人は、そのままご使用ください。(軽自動車検査協会などで有効期限の読み替えをします)なお、有効期限を延長した納税証明書が必要な人は、税務課までご連絡ください。

▶軽自動車税の減免について／

前年度に減免を受けられた人には、申請書類などを4月中旬に発送予定です。(これまでは3月中旬)申請される人は、期限までにご提出ください。

町県民税・固定資産税の納付する回数と納付する月が変わります

問 税務課 収納対策室 ☎22-7502

令和8年4月より町県民税と固定資産税が10期徴収から4期徴収へ変更となります。

変更により納付する月が次のとおりとなります。

町県民税・・・6月、8月、10月、1月

固定資産税・・・4月、7月、12月、2月

※固定資産税については3月分、4月分と続けるの納付となりますので、ご注意ください。

なお、4期徴収への変更に伴い、納付が困難な場合は納税相談を行います。事前に二次元コードを読み取るか、電話にてご予約ください。



▲相談予約はこちら

固定資産の価格などを縦覧できます

問 税務課 資産税係 ☎22-7501

固定資産税の納税者は、資産の価格が適正か判断するため、近隣の土地や家屋の価格などを縦覧することができます。

▶縦覧できる人／町内の固定資産税(土地または家屋)の納税者

▶と き／4月1日(水)～30日(木)
午前8時30分～午後5時
(土日祝日を除く)

▶ところ／税務課 資産税係

▶縦覧帳簿記載内容／

土地価格等縦覧帳簿：所在、地番、地目、地積、価格

家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、価格

▶縦覧に必要なもの／本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)代理人の場合は委任状が必要です。

「令和8年経済センサス-活動調査」へのご協力をお願いします

問 企画調整課 企画係 ☎22-1152

総務省と経済産業省は、令和8年6月1日現在で、全国すべての事業所・企業を対象に、「令和8年経済センサス-活動調査」を実施します。

調査の結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

▶調査方法／事業所の規模などによって、調査方法が異なります。

①調査員調査

対 象：支所などを有さない比較的小規模な事業所、個人経営の事業所など

- ・4月にインターネット回答用の書類が郵送されます。
4月27日(月)までにインターネットでご回答ください。
- ・インターネット未回答の事業所や、新たに把握した事業所には、5月に調査員が伺い、紙の調査票などの書類を配布します。

※調査員は必ず「調査員証」を身に付けていますので、ご確認ください。



▲詳細はこちら

②直轄調査

対 象：支所などを有する企業の本社

インターネットでの回答を基本とし、5月頃にインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

回答は
お早めに!

令和8年
6月1日

経済センサス
活動調査

4月～5月にかけて
調査票をお届けします。



令和8年度 提案型地域活性化事業を採択しました

問 産業課 商工観光係 ☎22-7515

交流人口や関係人口の創出を目的に12事業が採択されました。提案団体は事業を通じて地域活性化に取り組みます。

団体名	事業名称	実施月
JMTM実行委員会	ジャスト マイ テイスト ミーティング	4月
特定非営利法人泉京・垂井	垂井町SDG's推進月間	9月
レトロナイト垂井実行委員会	夏の夜祭 レトロナイトTARUI 2026	8月
東竹アート	竹アート	7月 10月
IDoPLACO	千紫万紅2026 -いるとりどりのヒノコの時間-	7月
一般社団法人みんなのざいしょ	相川で乾杯!	7月
たるい竹あかり実行委員会	たるい竹あかり2026	8月
シン栗原京実行委員会	【シン栗原京】栗の市マルシェ	10月
あいまる	あいかワンまつり わんこノエル市in垂井	10月 12月
ふわプレ実行委員	ふわプレアルケミストコンサート	12月
HARU kids club	夢のクリスマスタウン2026	12月
半兵衛のタクト	垂井・第九の〇(環)	2月

※実施月は、現時点の予定です。



年金特別徴収のしくみ

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、町県民税を年金天引きで納付するしくみを「年金特別徴収」(以下、「年金特徴」といいます。ご自身の年齢、収入、家族構成などの条件に照らし合わせてご確認ください。

項目	種別	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料	町県民税
年金特徴の条件 (各種別ごとにすべての条件に該当していること)		1.世帯主が国保加入者である 2.世帯の国保加入者全員が65歳～74歳である 3.世帯主が年額18万円以上の年金を受給している(※1) 4.世帯主の介護保険料が年金から引かれている 5.介護保険料と国保税の合計額が年金額の2分の1を超えない	1.年額18万円以上の年金を受給している(※1) 2.介護保険料が年金から引かれている 3.介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない	1.老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金の受給者である 2.年額18万円以上の年金を受給している(※1)	1.4月1日現在、老齢等年金を受給している 2.年齢が65歳以上である 3.年額18万円以上の年金を受給している(※1) 4.介護保険料が年金から引かれている
		(※1)複数の年金を受給されている場合、いずれか1つの年金で判定されます。(年金の種類に優先順位が決められています)			
金額の決定時期		国保税額の決定が6月のため、4月・6月・8月分は前年度の税額を参考に仮徴収し、10月・12月・2月分で調整します	後期高齢者医療保険料額の決定が7月のため、4月・6月・8月分は前年度の保険料を参考に仮徴収し、10月・12月・2月分で調整します	介護保険料額の決定が6月のため、4月・6月・8月分は前年度の保険料を参考に仮徴収し、10月・12月・2月分で調整します	町県民税額の決定が6月のため、4月・6月・8月分は前年度の税額を参考に仮徴収し、10月・12月・2月分で調整します
普通徴収に切り替わる場合 (各種別ごとにいずれかの条件に該当するとき)		1.年金特徴の条件を満たさなくなった場合 2.世帯主が75歳になる年度 3.口座振替による普通徴収に切り替えた場合 4.年金の支給停止などにより継続できない場合 5.資格異動、所得更正などにより国保税が減額された場合	1.年金特徴の条件を満たさなくなった場合 2.口座振替による普通徴収に切り替えた場合 3.年金の支給停止などにより継続できない場合	1.年金特徴の条件を満たさなくなった場合 2.年金の支給停止などにより継続できない場合 3.受給する年金の種類が変更された場合	1.年金特徴の条件を満たさなくなった場合 2.年金の支給停止などにより継続できない場合 3.亡くなられた場合
注意事項		年度途中で税額に変更が生じた場合の増額分については、年金特徴とは別に普通徴収により納めていただきます	年度途中で保険料額に変更が生じた場合の増額分については、年金特徴とは別に普通徴収により納めていただきます	1.仮徴収額と10月以降の保険料との差が大きくなるように6月・8月の保険料額を調整する場合があります 2.年度途中で保険料額に変更が生じた場合の増額分については、年金特徴とは別に普通徴収により納めていただきます 3.年金特徴開始時期は年金受給開始時期により変わる場合があります	主に年金所得にかかる住民税額が年金特徴の対象になります(給与所得や事業所得などその他の所得部分の住民税額は、給与天引き、納付書または口座振替での納付になります)
		年金特徴となった人(世帯)でも次の年に無条件で継続するわけではありません。金額、世帯員の構成、年齢等により普通徴収に切り替わる場合があります			
問合せ		税務課 住民税係 ☎22-7500 住民課 保険年金係 ☎22-7509		税務課 住民税係 ☎22-7500 健康福祉課 高齢福祉係 ☎22-7504	税務課 住民税係 ☎22-7500



「緑の募金」 令和7年度活用実績と令和8年度募金のお願い

令和7年度「緑の募金」の総額は963,460円となりました。岐阜県緑化推進委員会より募金総額の60%である578,000円が垂井町緑化推進委員会へ助成金として交付されました。みなさまの多大なるご協力ありがとうございました。交付された助成金の主な用途をご紹介します。

令和7年度緑の募金活用実績

購入物	配布先
緑化木(ツツジ、ツバキ、アジサイなど)	相川児童公園、朝倉運動公園、タルイピアセンターなど
木育用おもちゃ(ナラ材白木つみきなど)	町内こども園6園、つくしんぼ、さくらんぼ、いずみの園
緑化図書(みどりの手帳)	町木育事業実施時に随時配布予定
緑化ベンチ	朝倉運動公園

令和8年度「緑の募金」は、4月1日～5月31日に募金活動を行います。公共施設の緑化、緑化推進活動の普及などに役立てられますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

問 産業課 農林係 ☎22-7514

i 上下水道の使用開始・中止等のオンライン申請開始

上下水道の使用開始・中止などの申し込みがオンライン（インターネット）で行えるようになりました。転入などで上下水道の使用を開始する場合や、転出などで使用を中止する場合は、3営業日前までに下記申込フォームからお申し込みください（これまで通り書面での申し込みも可）。



▲使用開始はこちら



▲使用中止はこちら

問 上下水道課 庶務係 ☎22-7517

i 老人福祉センターの休館日を変更します

令和8年4月1日から老人福祉センターの休館日を変更します。

期間	変更前	変更後
4月～5月 10月～3月	土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	火曜日、木曜日、 土曜日、日曜日、 祝日、年末年始

※6月から9月までの休館日：日曜日と祝日

問 健康福祉課 高齢福祉係
☎22-7504

i 夏休み期間の利用者募集 令和8年度 夏休み期間の留守家庭児童教室入室のご案内

留守家庭児童教室は、就労などにより保護者が家庭にいない小学1年生から6年生の児童のための、生活の場です。夏休み期間の利用を希望される人は、申請期間内に提出してください。

教室名	実施場所
垂井小学校留守家庭児童教室	垂井小学校校舎内
東小学校留守家庭児童教室	東小学校グラウンド南側
宮代小学校留守家庭児童教室	宮代小学校1階東側
表佐小学校留守家庭児童教室	表佐小学校1階東側
府中小学校留守家庭児童教室	府中小学校校舎内

※利用申込み状況により、学校区以外の教室に入室いただく場合があります。

▶申請書配付／

子育て推進課・各留守家庭児童教室にお申し出ください。※土日・祝日を除く

▶申請期間／4月13日(月)～30日(木) ※土日・祝日除く

▶申請場所／役場 子育て推進課

▶開室時間／

・午前8時30分～午後6時

(延長利用：午前7時30分～8時30分、午後6時～6時30分)

※土曜日は東小学校留守家庭児童教室での集中開室(保護者の送迎)となります。

※延長・土曜日利用には、別途申請が必要です。

▶休室日／

・日曜日・祝日

・臨時休室日(警報等発令による休室など)

▶保育料／

・夏休みのみ利用：25,000円

※同一世帯で2人以上の児童が同時に留守家庭児童教室を利用する場合、年少である2人目以降の保育料が上記金額の半額となります。

問 子育て推進課 子育て支援係 ☎22-7507

広 告



男女共同参画

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

政府は、進学・就職など新生活が始まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、性暴力被害の予防啓発や相談窓口の周知などを行っています。

10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。同意のない性的行為の強要は、いかなる理由・関係性であってもすべて性暴力です。

自分や周りの人のことで思い当たることがあったら、ひとりで抱え込まずに相談してください。

性犯罪・性暴力被害に関する相談窓口

ぎふ性暴力被害者支援センター
(岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎4階)

全国共通番号 #8891(はやくワンストップ)または ☎058-215-8349

※毎日24時間対応。無料で相談できます。

問 企画調整課 企画係 ☎22-1152



ごみ収集施設整備事業補助金

既存のごみ収集場所への施設の設置・修繕に対して補助します。工事前の申請が必要です。

▶補助金額／

- ・統合設置…上限8万円
- ・設置…上限5万円
- ・修繕…上限3万円(工事費が5,000円未満は対象外)

いずれも工事費の1/2(100円未満切り捨て)を補助

問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510



小麦の共同防除

小麦の病虫害駆除のため、ラジコンヘリコプターによる農薬散布を行います。散布箇所や散布日については、JAにしみの不破営農経済センターへお尋ねください。

▶と き(予定)／

1回目 4月10日(金)～15日(水)ごろ

2回目 4月20日(月)～25日(土)ごろ

※天候や生育状況により日程が変更する場合があります。

▶散布予定地区／岩手・府中・平尾・表佐地区

問 産業課 農林係 ☎22-7514

JAにしみの不破営農経済センター
☎22-1147



資源分別回収事業奨励金

資源の分別回収事業を実施する団体に奨励金を交付します。

▶対象品目／紙類(新聞紙、チラシ、雑誌、牛乳パック、段ボールなど)、布類(古着、布ぎれなど)、金属類(アルミ缶など)

▶奨励金額／1キロあたり5円

問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510



家庭用生ごみ処理機器購入補助金

家庭用生ごみ処理機器の購入に対して補助します。詳細は、町ホームページをご確認ください。

▶対象品目／コンポスト容器、電気式生ごみ処理機、生ごみ処理バケツ、ダンボールコンポストなど

▶補助金額／購入金額の1/2(100円未満切り捨て) 上限3万円

問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510



飼い主不明な猫不妊手術費助成金

飼い主不明な猫の不妊手術に対して助成します。手術前の申請が必要です。年度内での交付を希望される場合は、1月末までに申請手続きをしてください。

▶助成金額／

雄(去勢手術)：1匹あたり3,000円

雌(避妊手術)：1匹あたり4,000円

問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510

広告

**交通遺児・犯罪被害遺児に
激励金を支給します**

県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、交通遺児および犯罪被害遺児へ激励金をお渡ししています。

▶**対象**／県内に居住し、次のすべてに該当する人(5月5日現在)

○交通事故または犯罪被害により、それまで生計をともにしていた父または母(すでに父母がいない場合はそれに代わる人)を亡くした人

○義務教育終了までの人および高等学校在学中(高等専門学校3年修了までの人、特別支援学校の高等部在学中の人および専修学校(高等課程)3年修了までの人を含む)の満20歳未満

※交通遺児・犯罪遺児となった後、養子縁組をした人、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった人は除きます。

▶**激励金**／1人あたり

乳幼児・小学生	2万円
中学生	2万5,000円
高校生など	3万円

※申請時から高校など就学中まで(20歳未満)支給されます。

▶**申込期限**／5月12日(火)

申・問 企画調整課 生活安全係
☎22-1152

**電柱や鉄塔にカラスの巣を
発見したらご連絡ください**

カラスの巣が原因で停電が発生する場合がありますので、発見したときはチャットまたはお電話にてご連絡ください。



▲詳細はこちら

問 中部電力パワーグリッド(株)
☎0120-924-517

**無戸籍でお困りの人へ**

日本国民でありながら戸籍に記載されていない人は、行政サービスを十分に受けられないなど、社会生活で不利益が生じる場合があります。全国の法務局・地方法務局およびその支局または市区町村の戸籍窓口では、無戸籍解消のための相談を受け付けています。

問 岐阜地方法務局 戸籍課
☎058-245-3225
住民課 戸籍係 ☎22-7508

**防災行政無線戸別受信機の
販売価格を見直しました**

町では、災害時に防災行政無線やメール、LINE、防災アプリなどにより情報発信を行っています。情報伝達の充実を図るため販売している戸別受信機の販売価格を見直しましたのでお知らせします。

▶**販売価格**／3万円
(旧価格：4万円)

▶**受信内容**／

- ・避難情報などの防災情報
- ・国が発表する緊急情報
- ・その他行政情報

▶**販売対象者**／

- ・町内に居住する人
- ・町内に事業所を有する事業主

▶**申込方法**／

- ・戸別受信機申込書を企画調整課へ提出
- ※申込書は企画調整課窓口で配布のほか、町ホームページからダウンロードできます。

▶**その他**／

- ・購入した戸別受信機は貸与ではなく、申請者の所有となります。
- ・設置後の電気代、電池代などの維持管理費は使用者の負担となります。
- ・視覚の身体障害者手帳をお持ちで希望される人には無償貸与を行います(要申請)。

問 企画調整課 生活安全係
☎22-1152

広 告

募

ひとり親の就業支援講習会 受講者募集

- ▶ **募集講座** / 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修など
- ▶ **ところ** / 講座により異なります。
- ▶ **応募資格** / 県内にお住まいのひとり親
- ▶ **受講料** / 無料(テキスト代、検定料などは自己負担)
- ▶ **申込期間** / 4月3日(金)～21日(火)必着
- ▶ **申込先** / 西濃県事務所 福祉課(西濃総合庁舎内)



▲詳細はこちら

問 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター ☎058-268-2569



知的障害者相談員 による相談

知的障がいの人やそのご家族の悩み・相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶ **と き** / 4月10日(金)
午前10時～正午

▶ **ところ** / 町福祉会館

問 健康福祉課 障がい福祉係
☎22-7520



障がい(知的・精神)に 関する巡回相談

住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業者による巡回相談を実施します。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶ **と き** / 4月23日(木)
午前9時30分～11時30分

▶ **ところ** / 役場1階 相談室1A

▶ **内容** / 相談員による生活、福祉サービス、障がいの症状など各種相談

▶ **定員** / 2件(1件あたり1時間)

▶ **申込方法** / 電話で申し込み

▶ **申込期限** / 4月16日(木)

申・問 健康福祉課 障がい福祉係
☎22-7520

募

自衛官等を募集

募集種目	2等陸・海・空士 (任期制自衛官)※1	一般曹候補生
受験資格	18歳以上33歳未満の人	
受付期間	通年	3月1日(日)～5月7日(木)
試験期日	受付時にお知らせします	【1次試験】5月16日(土)～24日(日)のうち1日 【2次試験】6月13日(土)～28日(日)のうち1日
合格発表		【1次試験】6月4日(木) 【最終合格発表】7月24日(金)

- ※1 令和8年度から「自衛官候補生」は「2等陸・海・空士」へ採用制度が変更しました。
- ※2 年齢は、採用予定月の末日現在です。
- ※3 令和9年3月高等学校卒業予定者の採用試験は、令和8年9月に行います。



▲自衛隊岐阜地方協力本部
ホームページ

問 自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所
(大垣市林町5-18光和ビル2階) ☎73-1150

募

町営住宅 入居者を募集

▶ **募集住宅** / 野庵町営住宅

▶ **入居資格** /

- ・同居する親族があること(単身の場合、条件あり)
- ・収入が基準以下であること
- ・住宅に困窮していること
- ・町内に住所または勤務先があること
- ・町税を滞納していないこと
- ・入居者または同居者が暴力団員でないこと

▶ **募集期間** / 5月1日(金)～15日(金)

▶ **入居予定日** / 7月1日(水)

問 建設課 管理係 ☎22-7511

広 告